



2006年の知的財産法改正について

Ichiro Ueda

長島・大野・常松 法律事務所

平成18年6月1日に、「意匠法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、同7日に公布された。同法はタイトルこそ「意匠法等」とされているが、権利保護の強化および模倣品対策の強化を目的に、産業財産権四法(意匠法、特許法、実用新案法、商標法)および不正競争防止法の全てについて重要な改正を加えるものである。

同法によって改正される点は、内閣に設置された知的財産戦略本部策定の「知的財産推進計画2005」において指摘された事項を中心に、以下の4項目にわたり、それぞれ多岐にわたる改正点がある(なお、以下に施行日を明記した改正点を除き、同法の施行日は公布後一年を超えない範囲において政令で定める日とされている)。

1. ブランド保護の強化(商標法の一部改正)

ブランドの保護を強化するため、以下の改正が行われた。

- 小売業者が使用する商標につき、米国および欧州では役務商標として保護されること、日本国内では役務商標としては保護されず、商品商標としての保護しかなされてこなかった。そこで、例えば総合小売店における店舗名として使用される商標のように、個別の商品との具体的な関連性が見出しにくい態様で小売業者が使用する商標を保護し、事業者の利便性を向上させると共に、国際的制度との調和を図るため、小売業者の提供するサービスについて使用される商標が役務商標として保護されることとなった。

そのため、日本国内における小売業者は、現在使用し、又は今後使用する予定のある役務商標に関して、必要に応じ適切な保護を受けられるよう、対策を講じる必要がある。なお、現在既に役務商標として使用されているものを保護するための経過措置も設けられている。

- 団体商標の主体として、商工会議所やNPO法人等、特別の法律により設立された社団が追加された(施行日:平成18年9月1日)。

2. デザイン保護の強化(意匠法の一部改正)

デザインの保護を強化するため、以下の改正が行われた。

- 意匠権を適切に保護するため、登録日から15年とされていた意匠権の存続期間が、登録日から20年に延長された。
- 情報技術の進展に伴い、画面上に表示された図形など(画面デザイン)を利用して操作する機器が増加しており、画面デザインの保護の必要性が増大している。そこで、画面デザインが保護される範囲が拡大された。この結果、従前意匠権では保護されなかった、初期画面

面以降の操作画面や別の表示機器に表示される画面についても、画面デザインが保護されることとなった。

- 意匠の類似判断の基準が明確化された。
- 新規性喪失の例外適用手続きが見直された(施行日:平成18年9月1日)。
- 部分意匠・関連意匠の願時期および秘密意匠の請求可能時期が見直された。

3. 模倣品対策の強化(施行日:平成19年1月1日)

日本国内における模倣品対策を強化し、模倣品に対する取り締まりの実効性を高めるために、以下の改正が行われた。

- 産業財産権の「実施」「使用」の定義規定に、輸出行為を追加(この結果、侵害物品の輸出行為を直接取り締まることが可能になった。産業財産権四法の一部改正)。
- 刑事罰の強化(産業財産権四法および不正競争防止法の一部改正)。
- 侵害とみなす行為へ「譲渡目的所持」を追加(意匠法、特許法および実用新案法の一部改正)。

4. 発明の保護の適正化(特許法の一部改正)

発明の保護を適正迅速に行うため、分割・補正制度および外国語書面出願の翻訳文提出期間が見直された。

知的財産関連諸法については、近年頻りに改正されており、今後も著作権法等の改正が予想される。立法動向を注意深く見守り、改正にあわせて適切な対応を行う必要がある。

長島・大野・常松法律事務所

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
Tel: (81-3) 3288 7000 Fax: (81-3) 5213 7800
Email: info@noandt.com
Website: http://www.noandt.com